

中央教育審議会大学分科会
質保証システム部会(2回)

委員からの事前提出意見

日比谷委員	・ ・ ・	1
浅田委員	・ ・ ・	2
飯吉委員	・ ・ ・	3
瀧澤委員	・ ・ ・	5
土屋委員	・ ・ ・	6
古沢委員	・ ・ ・	7
宮内委員	・ ・ ・	8
大森委員	・ ・ ・	9

第2回質保証システム部会

日比谷 潤子

今月15日に開催された第155回中教審大学分科会において経団連から、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会・報告書 Society 5.0 に向けた大学教育と採用に関する考え方 一概要一」（2020年3月31日）と題する資料に沿って、説明が行われた。同報告書の「第II章：Society 5.0で求められる大学教育と産学連携」には、大学教育改革に関する政府への要望事項（合計4点）として、「大学設置基準等の見直し」が挙がっており（同資料スライド9）、「一定の改善はあるものの、依然、大学設置認可やカリキュラム変更等のプロセスが煩雑、柔軟性に欠ける」との問題意識を示したうえで、「大学設置認可プロセスの迅速化、カリキュラム変更の認可プロセスの簡略化」を提案している。

私は今年の3月末までこの産学協議会のメンバーだったので、上記の提言に至る議論にも参画していたが、数年にわたる設置審の委員としての経験から判断するに、一律にプロセスを迅速化・簡略化しては、大学の質を保証することは到底できないと考える。本部会の第1回委員会でも、「非常に意識の低い大学」、「劣悪大学」の参入を問題視する発言があった。

一方、新たな学問分野への対応や時代の要請に応えるためのカリキュラム最適化は必須であり、煩雑な手続きを可能な限り廃し、迅速かつ柔軟な対応を求める声があることも理解はできる。実効性のある質保証のシステムを構築するには、設置認可（事前チェック）と認証評価（事後チェック）を包括的に検討し、事前チェックを厳格化する、あるいは事後チェックで問題がある場合いわゆる「退場」もありうる制度を構築する、のいずれかではないか。

以上

質保証システムに関する意見

奈良県立大学長 浅田尚紀

1. 「教学マネジメント指針」の活用

「教学マネジメント指針」は、教育機関としての大学が備えるべき機能、考え方、要素が整理されている。「教学マネジメント指針」の理念を具現化する観点から設置基準を見直し再構築することが望ましい。

2. PDCAの階層性と非同期性

「教学マネジメント指針」にPDCAの階層性が示されているが、各階層のサイクルの周期の違い、および各サイクルの開始時期の違いによる非同期性を考慮して運用する必要がある（下図左）。また、各階層の内部質保証と階層間および外部機関による外部質保証の両者を組み合わせて機能させることが重要である（下図右）。なお、問題解決の分析手法であるPPDACサイクル（Problem, Plan, Data, Analysis, Conclusion）は教学IRとの親和性が高く、PDCAと組み合わせて用いることが望ましい。

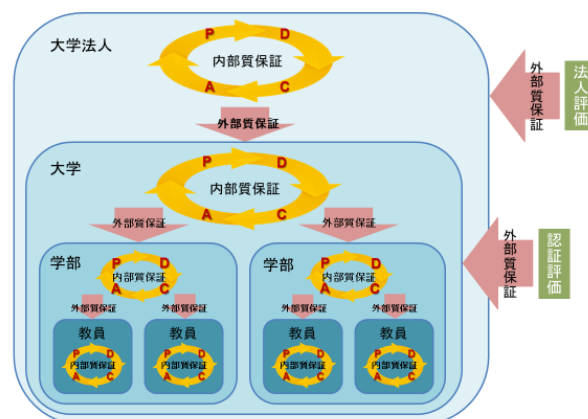
3. 「学位の分野」の活用

「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」に定められた「学位の分野」は、認可申請及び届出の際の重要な条件となっている。例えば、学位の種類（学士、修士及び博士）には、19種類の学位の分野（文学関係、法学関係、理学関係等）が定められている。しかし、「学位の分野」に関する一般の認知度は低く、大学さえも自らが授与する「学位の分野」について十分な認識を持っていないことが多い。学位に付記される専門分野は、次々と新しい名称が生み出され現在は数百種類となっている。これを整理する基準として「学位の分野」を活用すること、および学位と関連付けて「学位の分野」明示することが望ましい。

PDCAの周期と非同期性

階層	P	D	C	A	周期
大学法人	中期計画	大学運営 人事 財務	自己評価 法人評価	改善、改革	6年
大学	理念・目的 ビジョン等	教育 研究 社会貢献	自己評価 認証評価	FD、SD	7年以内
学部	DP、CP、AP	入学者選抜 教育 卒業認定	自己評価 外部評価	FD	4年以上
教員	シラバス	講義 研究指導	自己評価 授業評価	改善	1年

PDCAの階層性



(飯吉委員)

これまで、日本の大学や高等教育におけるオンラインや ICT の教育的活用は、Supply-Push によって推進が図られることが多く、結果的に持続的な定着や拡大に失敗し続けてきた。この度の感染症拡大予防というクリティカル・ミッションは、“Hard-Pull”として、日本の大学教育だけでなく世界中の様々な分野・業態を席卷した。しかし今後は、このような偶発的な強制力としての“Hard-Pull”に翻弄されるだけではなく、各大学が自発的・積極的に Demand を発見・創出することに努め、独自の Demand-Pull を作用させられるかどうか、教育機関としての各大学の命運を左右することになると思われる。

例えば、授業レベルや学位プログラムレベルにおいて、対面・ブレンディッド・オンラインの併用や使い分けによって、学習の多様化・個別化・効率化・対費用効果等の向上を図り、より多くの学生にとって、大学教育をより満足度の高いものに漸次的にアップデートしていくことは、全ての日本の大学におけるニューノーマルとなるべきであり、実際に海外では、既にこれらが普遍化している大学が増えてきている。

さらに、より多様で柔軟な正課外学習・高大接続教育・リカレント教育等の仕組みを実現することも、常時視野に入れていく必要がある。国内外の大学と授業の単位互換を行っている大学は多いと思うが、対面授業に加えてオンライン授業もその制度的な枠組みの中に入れていくことで、国内外のバーチャルな交換留学を展開し、他大学の授業を受講する体験を拡充したり、新規または既存のジョイント/ダブルディグリー等の強化を図ることも可能だ。

飯吉透. 2020. 「高等教育のニューノーマルの展望」, IDE 現代の高等教育, No.623 8-9 月号, IDE 大学協会, 4-9. より一部抜粋し下線により強調

既存の大学の学位プログラムが、目まぐるしく変化し続ける社会のニーズや要請に応えられる人材を育成するために、教育課程カリキュラム改革や提供科目の選定等に困難を抱えている中で、まるで仮想通貨のような即時性や利便性を備えた「仮想学位」は、今後より勢いを増しながら高等教育に多大なインパクトを与え続けることが予想される。

MicroMasters と Nanodegree は、共に Micro Credentials と呼ばれ、既存の学位よりも即応性や対費用効果がより高い学習成果認証システムとして、注目されている。先に述べたように、前者は既存の修士プログラムの一部として派生し、後者は既存の学位とは全く異なる形で新たに出現したものであるが、世界の経済において「既存の通貨」と「仮想通貨」が混在し、時として価値交換されているように、2030 年に向けて高等教育は、「既存の学位」と「仮想学位」が並立しながら、そのシステム構造や制度が大きく変革されていくことになり、既存の大学には、その両者のバランスやエコシステムを見据えた運営・経営戦略が必要とされるであろう。

我が国でも、産業分野や労働市場の急激な変化に伴う「社会人の学び直し」や「リカレント教育」の推進が喫緊の重要課題とされているが、就業している人たちが、一時的に職を離れてフルタイムの学生として大学や大学院に戻るということは現実的に容易ではない。ま

た、少子化によって多くの大学で定員割れが問題となっている中、社会の活力となる多様な人材を育て続けていくために、ICTを活用した新しい教育方法をどのように戦略的に導入していくかは、我が国の大学関係者は勿論のこと、産学官の様々なステークホルダーが、来たるべき高等教育の未来像を描きながら協力して取り組むべき喫緊かつ重要な課題と言える。

飯吉透. 2018. 「ブレンディッド化・多様化・個別化が進む未来の ICT 活用教育」, カレッジマネジメント, Vol.211 Jul.-Aug.2018, リクルート, 26-29. より一部抜粋し下線により強調

第2回質保証システム部会に向けたレジュメ

2020.7.21

瀧澤美奈子

●意見交換をとおして議論を深めていただきたいこと

・コロナ禍により、大学のビジネスモデルをより良い方向に変化させるために、今、どのような手を打っておくべきか（コロナが収束した後にも有効な形で）。議論に先立って、国内外の大学改革の状況を踏まえる必要があり、特に先進的な事例について知りたい。

・従来の大学教育の、とくにSTEM分野では、各専門課程の専門教育はしっかりしているものの、社会課題を俯瞰するような教養教育や、リーダーシップの訓練機会、自らの人生の大きな課題設定といった、将来社会を担うリーダー人材として生きる力を養う教育が必ずしも十分といえなかったように思う。海外では広い視野を持たせるために、文系と理系のdouble degreeを課す国もあると聞く。しかし、単に文理両立というだけでなく、カリキュラム上のどの講座を組み合わせたら、そういった教育成果が得られるのか、あらかじめ学生にわかりやすく示せるといいのではないか。

・どのような質保証システムが策定されるにせよ、策定プロセスにおいては、できるだけ多くの機会をもって、教育現場（教員、学生）や大学経営層の前向きな意見を聴取し、反映させることが必要ではないか。そのための具体的な方法について。

・各大学の良い取り組み事例を共有し、自発的に活用してもらうための情報交流の機会が作れないか。

以上

中教審のためのメモ（土屋委員）

MIT のメディアラボを作ったネグロポンティは、コンピューターが教育にとって親和性があると考えていた。学校に来ることができないブルックリンの子供たちにコンピューターを配って、教育をしようとした。それはうまくいかなかったが、後年に、手動電源による 100 ドルコンピューターをインフラがととのわない国々の子供たちに配って教育ネットワークをつくろうとする動きにつながった。現在のコロナ禍におけるオンライン授業の進展は、こうしたネグロポンティの考え方につながる。大学に学生がくることができない状況のもとで、オンライン授業は大きな力となった。これまで消極的であった教員も、若手の教員を中心に、創意工夫をくらしオンライン授業に取り組んでいる。海外の大学のゼミとの合同オンラインゼミをはじめとして、オンラインであるからこそ、自由に海外や大学外の才能を招請して、学生たちとの議論を活性化している。こうしたことは、対面授業ではなかなか困難なことであり、場所の限定を受けないオンライン授業であるからこそできることである。学生たちが、世界の知のダイナミズムを受け止め、自らもそのなかに入りこんでいくことができる。日本の大学の国際化を考えれば、オンライン授業こそ、これからの大学教育の大きな流れになるだろう。だが、せっかく、芽を出した日本の教育のデジタル化の方向が、対面教育への逆転によってブレーキがかけられようとしている。オンラインと対面とのハイブリッドな教育システムの構築が、日本の教育の未来を拓いていくにちがいない。もとの姿にもどろうとする動きには、注意を払っていく必要がある。

ひるがえって、設置基準のなかでは、この場所の限定を受けない授業についての規定は、きわめて限定的で、今日の普遍化したオンライン授業のあり方とは、かけ離れたものになっている。今後の大学教育のなかで、オンライン授業は限定的なものではなく、一般的なものとして、普遍化されるだろう。留学生が日本に来ることができなくなっても、海外でオンライン授業を受けている現状は、オンライン授業の将来の可能性を示すものであり、日本の大学の変貌を予見するものである。しかも、オンライン授業は、まさしく大学の質保証の基盤となるものである。それについては、既に、前回の発言のなかで言及した。現在の設置基準における、遠隔授業の単位の制限は、より柔軟で制限のないものに転換していく必要があるだろう。

大学の将来を考えるならば、学部縦割りや、個々の大学に閉じこもった教育、研究のあり方は革新されなければならない。定員管理のやり方、教員の所属のあり方、学生の帰属の多様性等も、設置基準のなかで、複合的で柔軟なものに転換していくであろう。今回の質保証の議論が、設置基準の柔軟で包括的な議論につながってほしい。

第2回質保証部会に向けた意見のレジュメ

古沢由紀子（読売新聞編集委員）

第1回部会で委員の方々の意見を聞き、大変勉強になりました。

レジュメという体裁にならないかもしれませんが、議事録を読み返し、皆様のご意見を踏まえた上で、改めて考えたことなどを記したいと思います。

▽ オンライン学習の促進とその影響について

多くの方々が指摘されていたように、今回の新型コロナウイルスの影響で、諸外国に比べて遅れが指摘されていた日本の大学教育のオンライン化は飛躍的に進んだ。現在も多くの大学では対面授業が再開されない状況で、今後は中長期的にもオンライン学習を重視し、「ハイブリッド化」の進展が進むだろう。ただ、初等中等教育では対面授業の再開が非常に重視されたのに対して、大学では再開を急ぐ動きがあまり見られなかったことに疑問を感じた。学部段階、特に新生生に対しては、対面授業再開をより優先的に考え、可能な範囲でもっと配慮すべきだったのではないか。今後、オンラインの活用を前提に大学教育のあり方を考えることは必須になるが、校舎の基準やST比等を見直す場合には、アクティブラーニングのさらなる活用など対面授業の充実を前提にし、オンライン学習の質向上を図ることが求められる。

▽ 大学の定員管理について

学部・学科単位でなく大学全体で見ることについては、他の方と同様に賛同する。あまりに厳格な運用は大学教育・研究の進展に支障をきたす面があると考えためだ。

その上で、大学の定員の状況について、先日の部会でも発言したように近年の推移を把握し、背景を分析することが重要だと考える。設置認可等制度の方向性を考える上でも必要なデータではないか。

政府は地方創生の観点から23区の規制に加えて、地方の国立大学の定員を増やす方針を打ち出した。地方の活性化は必要だが、これまでの政策を大きく転換することになり、様々な影響が考えられる。質保証部会としても論議の対象にすべきではないか。

▽ 学生の視点について

吉岡座長、吉見委員が発言されていたように、学修者がその成果を実感できる教育が重要であると考え。予復習を前提に授業のコマ数、単位の履修を見直す取り組みは福井大学が米ブラウン大学の助言を基に独自に実施しており、報告書が出ている。参考になるのではないか。学生の視点に立つと、大学側はさらに客観的な情報を発信していく必要があるが、各大学に委ねるだけでなく、認証機関も含めた第三者などによる情報をわかりやすく示していくことも求められるのではないか。

国際通用性の高い質保証システム構築に向けて ～Critical Thinking Course の導入～

① 新たな質保証システムを構築する際の視点

- ・オンライン授業化への流れをチャンスとして生かしてはどうか？
- ・質保証システムを透明化（透明性の担保）し、高等教育改革とともに競争的環境を創るのはどうか？

② 新たな質保証システムの主となるテーマとは？

・世界に通用する普遍的テーマ（教育の目的等）に立ち帰るFramework作り（習慣づけ）

潔繁の課題（ITリテラシー・英語力向上等）を検討するときに「上位概念である教育の目的は何か？」（精神的に自立した人間の育成）を考へることが、究極的には質保証へつながるのではないか？

・多様化する大学（分野、成長度合い、知識レベル、人生体験・・・各大学でバラつきあり）に共通するのは、幅広い知識、批判的思考力、論理的思考力 + 好奇心・知識欲醸成“WHY”ではないか。

- A) 専門外への興味・関心を刺激する、イノベーティブな環境
- B) 理系・文系の現実を補完（リメディアル教育）現在の読み書きそろばん→データサイエンス（一定レベルの数理）
- C) 文章表現力強化により思考力・課題発見力

➡ Critical Thinking Course 必修化（WHYを意識する教育）

③ 国際通用性の高い質保証システムとするためのTips

- ・MOOCに倣い、一定量の授業公開化義務 ➡（期待される効果）情報の透明化、英語による科目増加
- ・認証評価者の工夫（学生（消費者及び大学構成員として）+AI・IT業界に知見のあるもの）、外国人、ジャーナリスト、各分野の専門家）
- ・認証評価者／認証評価機関のローテーション化

<本部会で議論すべきか、議論の余地や可能性があるのかを検討したい内容>

～大学の多様性と改革を生む柔軟性の確保と最低限の質保証との分岐点がどこにあるのか～

1. 大学の多様性と柔軟性の確保に対応する質保証システムに関する議論の可能性について

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」では、これからの教育研究体制について、多様性と柔軟性の確保が肝要であるとうたわれました。大学はこれまでも、機能分化を旗印に、それぞれの役割、強み、特色の明確化を推進し、多様性を拓いてきたところです。現在の質保証システムの一律性は、この大学の多様化に対応できているのかを議論すべきなのではないかと考えています。ただし、複数の基準を用いるのも得策とは言えず、基準の中で一定の幅が確保され、大学の主体的な機能分化に応じられる幅を持たせていくことが望ましいのではないかと考えています。

(1) 教員の在り方について

- ①専任教員数の柔軟性とクロスアポイントの明確な打ち出しの可能性について
- ②ST比の重要性のみならずクラス規模割合の重要性も。
- ③研究業績主義からの脱却の可能性について

(2) 学生の在り方・定員の考え方

- ①社会人学生や留学生の位置づけ
(履修証明プログラム生・科目履修生・交換留学生等の学生数への算入による多様な学生の受け入れ)
- ②教育の質と定員管理（認証評価の観点：定員充足率と教育の質は相関するのか？）

(3) カリキュラムの在り方

- ①自ら開設原則の検証
(連携推進法人・学部等連携課程等の制度化を踏まえ、一般学部への援用の可能性について)
- ②1単位あたりの学修時間に関する議論の必要性の有無

(4) 完成年度という考え方

- ①完成年度までの計画履行に柔軟性を持たせる可能性

(5) 国際通用性と地域通用性

全ての大学が国際通用性を高める必要があるのか。より多くの大学が地域通用性を高める必要があるのではないかと。

2. 質保証の実質化を支える施策に関する議論の可能性について

上記1. では、大学設置基準やそれに伴う前後の審査に、より柔軟性を持たせる議論が可能かどうかについて述べさせていただきました。もし可能だとすれば、大学自身による質保証のさらなる実質化が求められることは言うまでもありません。社会全体の大学に対する信頼を醸成するためには、そのことを可能足らしめる大学に対する支援制度も並行して議論されてもよいと考えています。

(1) 教学マネジメントの実質化のための情報公表のガイドライン（モデル）の提示

教学マネジメント指針では、その理念を示し、大学独自の取り組みを促しています。学修成果の可視化の例や公表すべき情報の項目例も示しておりますが、それらをどのように公表すれば、社会に受け止めてもらえるかのモデルを提示する等、各大学が取り組みを促進できる道筋を提示できるとよいと考えています。

(2) 監査機能の充実に係る支援

教学監査を含む監査機能のより一層の充実が求められる中、その体制整備に係る各種支援策が検討されてもよいと考えています。

(3) 質保証に関する社会的気運の醸成事業

これまでも、大学は各種情報公表等を行ってきたところですが、未だ社会の理解を十分に得られていないという状況であると耳にします。3つのポリシーや教学マネジメント、IRや認証評価など、大学界にのみ通用する言語の使用等もその背景にあるのかもしれない。質保証について大学に働きかけるのみならず、教学マネジメントや質保証に関して大学がどのような取り組みをしているのか、どのようにそれを解釈すればよいのかなど、社会の理解を広げる施策も必要ではないでしょうか。